

一関市監査委員告示第 16 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、下記のとおり定期監査を実施したので同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 2 年 7 月 27 日

一関市監査委員 小 川 四 郎  
一関市監査委員 佐 藤 重  
一関市監査委員 小 山 雄 幸

記

1 監査の実施日及び対象

令和 2 年 5 月 15 日（金）

[市長公室]

政策企画課、I L C 推進課、広聴広報課、秘書課

2 監査の範囲

令和元年度の財務等に係る事務の執行状況

3 監査の実施内容

監査は、一関市監査基準（令和 2 年 3 月 25 日一関市監査委員告示第 6 号）に準拠し、あらかじめ関係書類の提出を求め書類の審査及び照合確認をするとともに、事務の執行状況、予算の執行状況、財産及び備品の管理状況等について関係職員の説明を求めるなどの方法により実施した。

なお、重点的に監査を行った項目は次のとおりである。

ア 現金取扱事務において、収納金や資金前渡金等の管理が財務規則に沿って適正に行われているか。現金は、複数職員によって確認がなされているか。

イ 歳入調定において、調定はその根拠となる法令等に適合しているか。また、調定に至るまでの事務処理は適切に行われているか。

ウ 委託料の支出事務において、委託料の算定は合理的な基準に基づき行われているか。また、委託業務の履行確認、委託の効果の確認は適正に行われているか。

エ 補助金交付事務においては、申請書、事業計画書の確認が行われているか。補助事業の目的及び内容から補助金交付が公益上必要であることについて検討されているか。また、補助額の算定、交付方法、時期、手続き等について適正に行われているか。

オ 不正経理再発防止対策で定めている公金等管理台帳を作成し、定期的に確実に内部チェックが行われているか。

カ 事務執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼とし、効率性、経済性、有効

性等について判断する。

#### 4 監査の結果

事務の執行は、関係法令、条例・規則及び議会の議決その他の定めるところに基づき、概ね良好と認められた。

その他事務処理方法等に改善、是正または見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

なお、事務事業の執行にあたっては、地方自治法をはじめとする関係法令並びに所管する業務に対する認識を深められ、適正かつ効率的に行われるよう努められたい。